税務関係の申告書等に、マイナンバーを記載して提出します。

国税通則法　（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）
第百二十四条　国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

○　税務関係の**申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加**
○　法定調書等については、主に**支払者**及び**支払を受ける者**の**個人番号又は法人番号**を記載
○　これ以外にも、例えば、
・給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
・生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

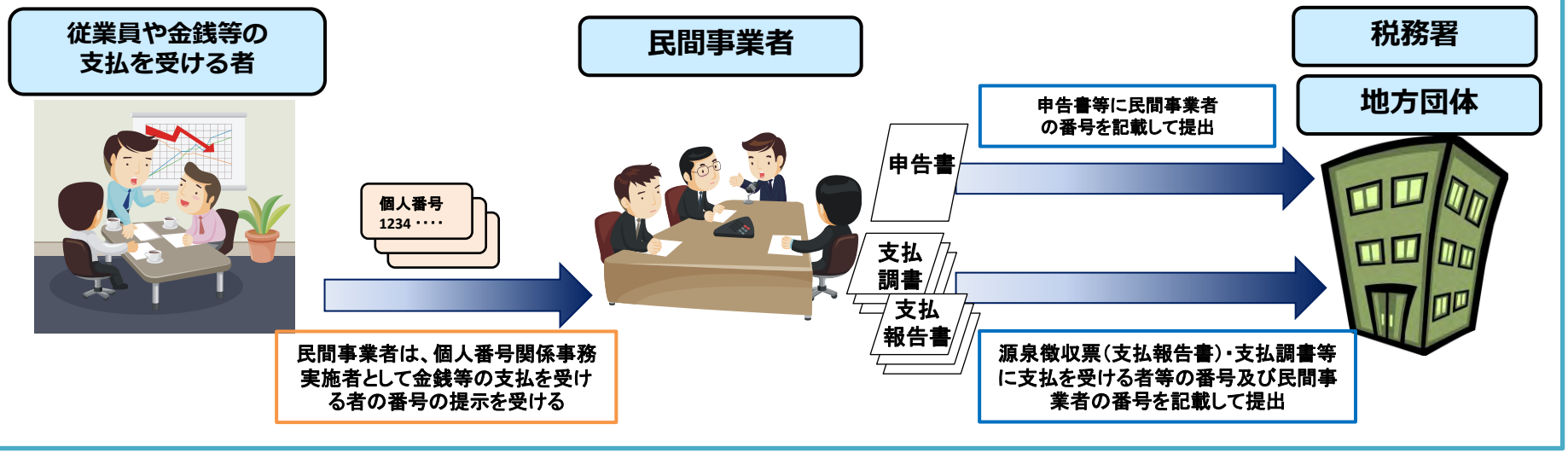

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

法定調書に関する事務での取扱（法定調書の主な変更点）

（例）

番号制度導入前

番号制度導入後のイメージ

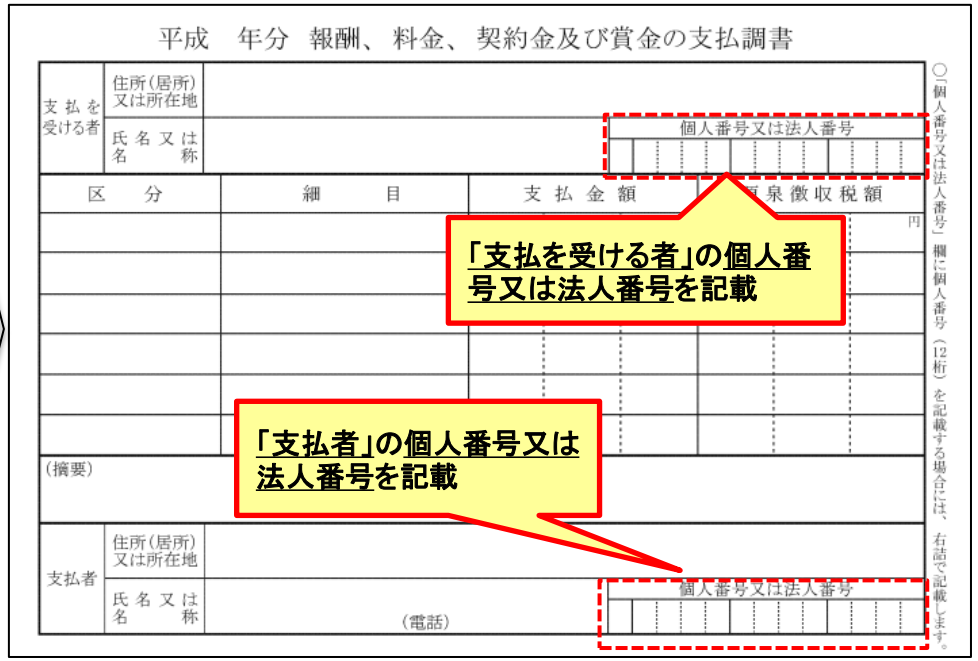

○　<u>支払者</u>及び<u>支払を受ける者</u>の<u>個人番号</u>又は<u>法人番号</u>を記載します。

○　法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の<u>個人番号</u>又は<u>法人番号</u>の記載が必要になります。

（注）この法定調書に限らず、他の法定調書についても同様に、支払者や支払を受ける者等の個人番号又は法人番号を記載する欄が追加されます。

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

法定調書に関する事務での取扱（法定調書の主な変更点）

（例）

番号制度導入前

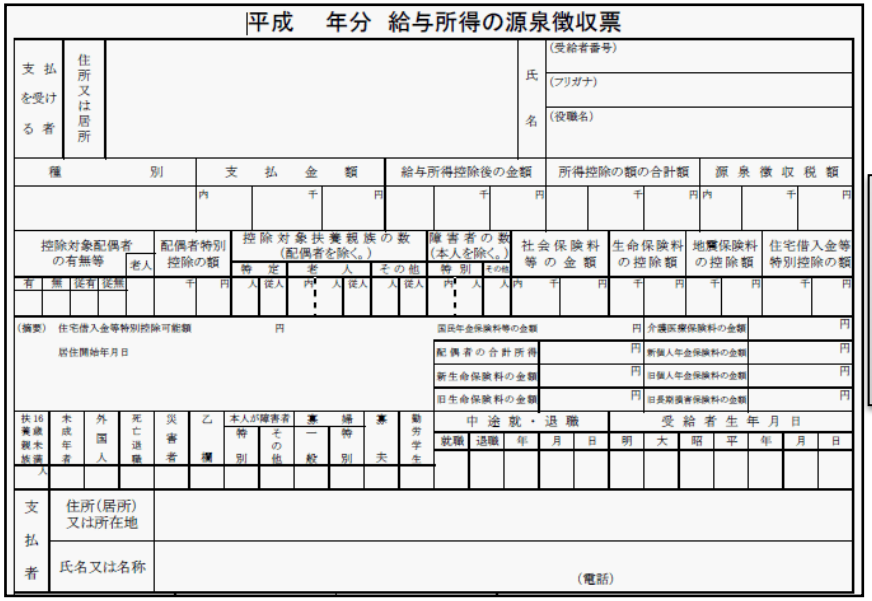

番号制度導入後のイメージ

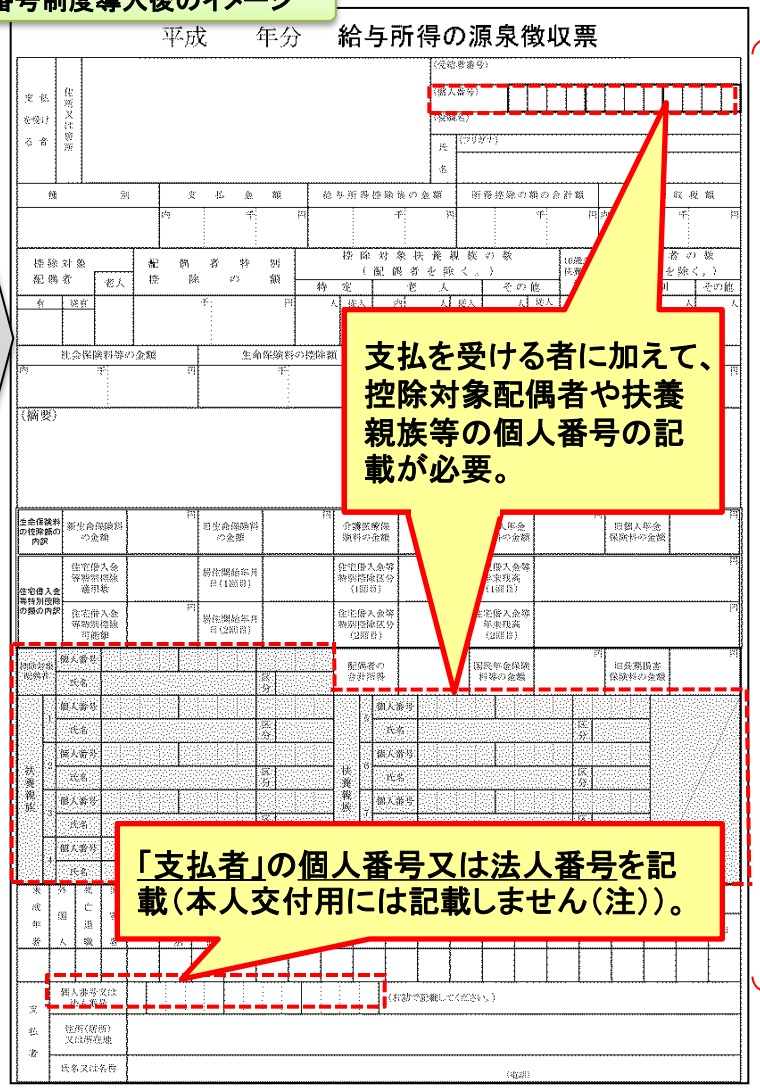

支払を受ける者に加えて、控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号の記載が必要。

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載（本人交付用には記載しません（注））。

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。着色した部分については特に変更の可能性があります。

主な変更点

- ○　様式の大きさが、A6サイズからA5サイズに変更になります。
- ○　支払を受ける者等の番号欄が追加されます。

（注）　給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

（例）

番号制度導入前

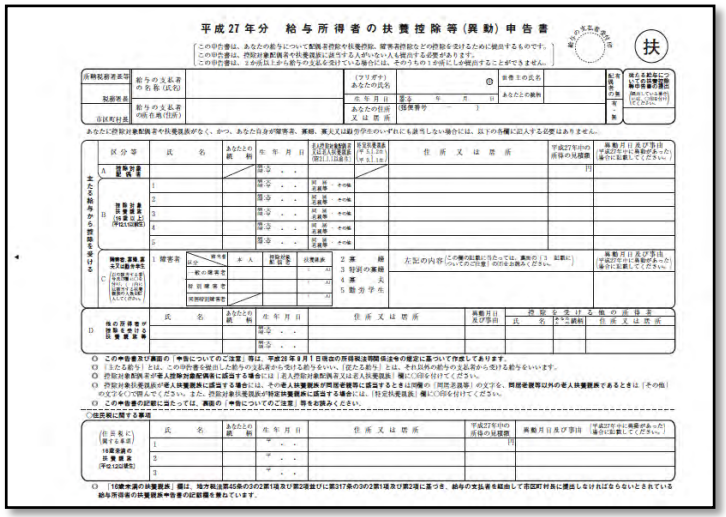

番号制度導入後のイメージ

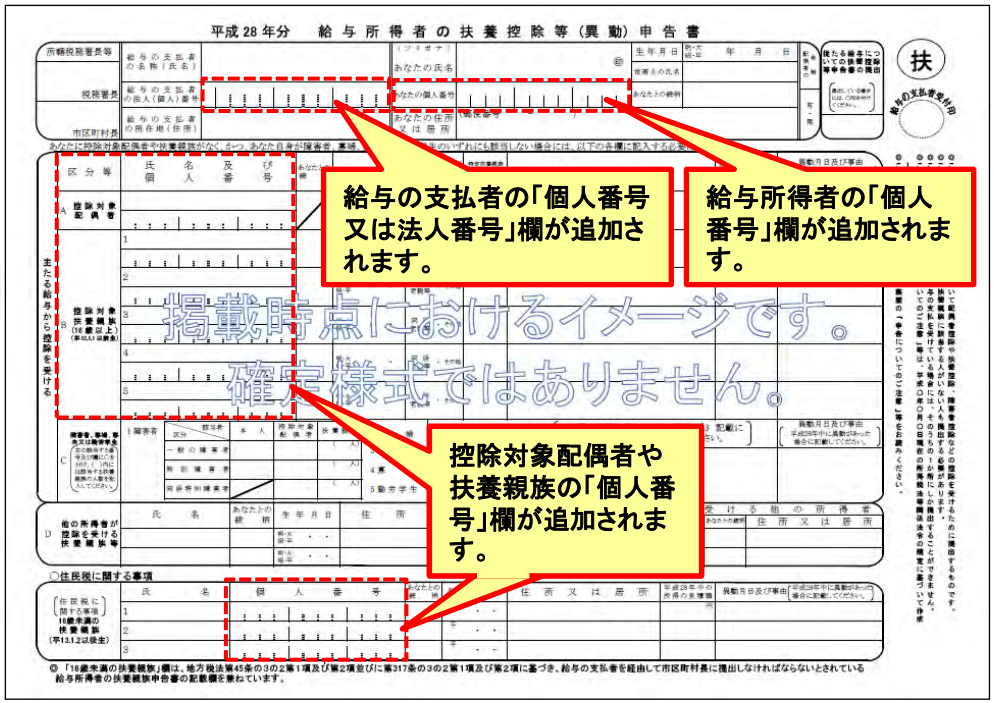

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。
平成27年度税制改正に伴い、左記イメージは今後、変更が予定されています。

主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、<u>給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号</u>の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、<u>給与等の支払者の個人番号又は法人番号</u>をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
  「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」
  「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。

番号制度導入後（平成28年１月以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。
税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（**一般的な場合**）
所得税	（国税）	平成 28 年１月１日の属する年分以降の申告書から	平成 28 年分の場合 ⇒平成 28 年分の確定申告期（平成 29 年２月 16 日から３月 15 日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成 29 年３月 15 日まで）
個人住民税	（地方税）		
個人事業税	（地方税）		
法人税	（国税）	平成 28 年１月１日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒平成 29 年２月 28 日まで（延長法人は平成 29 年３月 31 日まで）
法人住民税	（地方税）		
法人事業税	（地方税）		
法定調書	（国税）	平成 28 年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成 29 年１月 31 日まで
支払報告書	（地方税）	平成 28 年分の支払報告書から	（例）平成 28 年分給与支払報告書 ⇒平成 29 年１月 31 日まで
申請書・届出書	（国税・地方税）	平成 28 年１月１日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成 28 年１月１日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から３年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。

従業員の給与･福利厚生

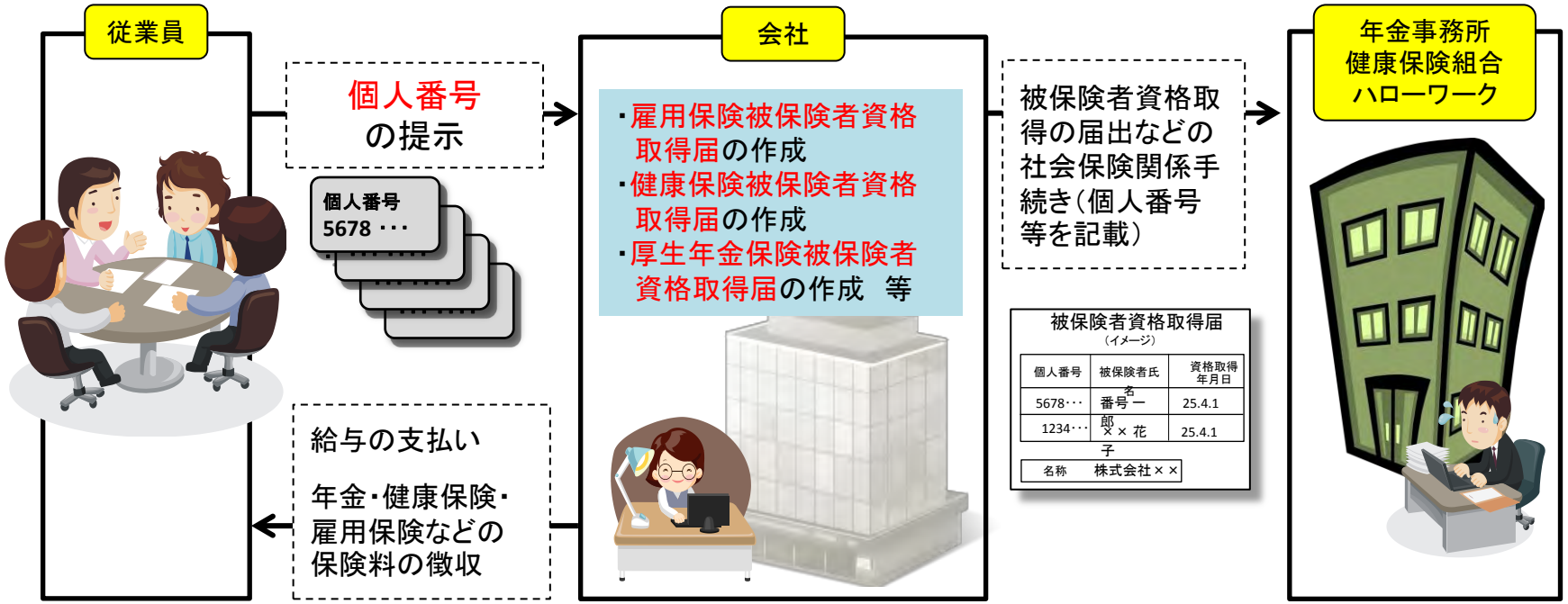

主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険･厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合･日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険･厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合･日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届　等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届　等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届　等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等（※）	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

※　厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

・　個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。

・　この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。

・　国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

雇用保険関連事務では、現時点で以下の様式等の変更を予定しています。

●雇用保険関連事務（事業主提出関係）

変更される様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付申請書　（注）
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書　（注）
介護休業給付金支給申請書　（注）

●様式改正例（雇用保険被保険者資格取得届）

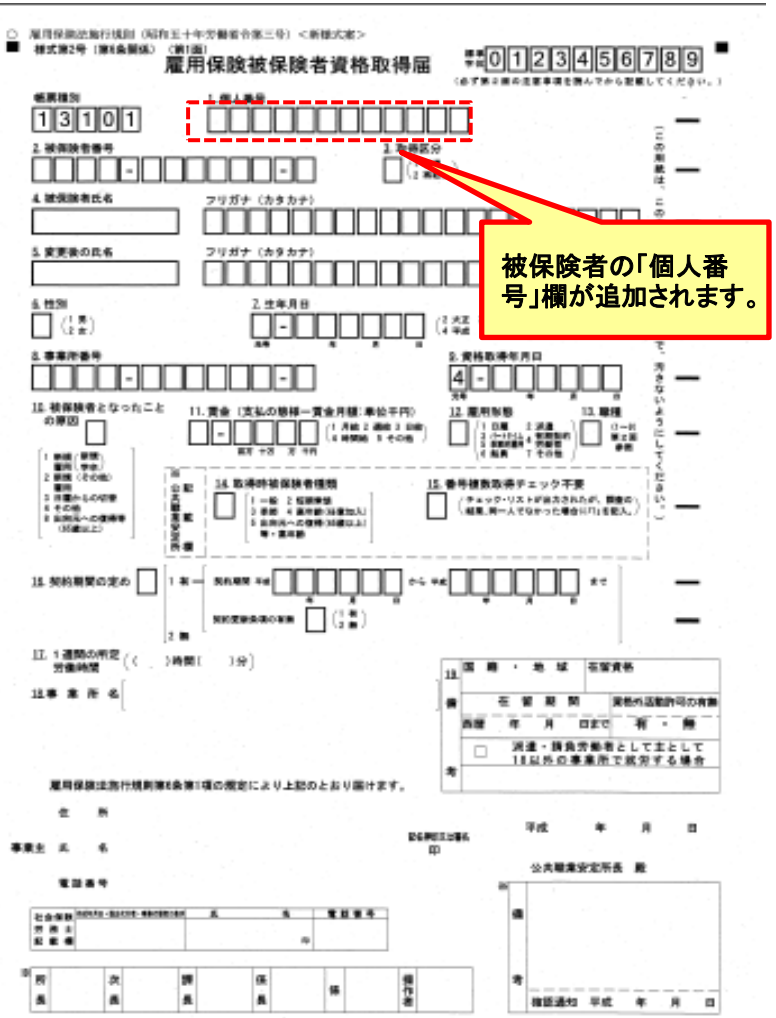

（注） 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、現時点で以下の様式等の変更を予定しています。

●健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

変更される様式等
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届

変更される様式等
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届
健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届
国民年金第3号被保険者関係届
健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届
健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届

変更される様式等
健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届
厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
厚生年金保険被保険者種別変更届
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書

変更される様式等
厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険新規適用届

※　組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

健康保険関連事務（給付関係）では、現時点で以下の申請書等の記載事項の変更を予定しています。

●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請
生活療養標準負担額の減額に関する申請
療養費の支給の申請
移送費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
埋葬料（費）の支給の申請
出産育児一時金の支給の申請
出産手当金の支給の申請
健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出
家族埋葬料の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
特定疾病の認定の申請等
限度額適用認定の申請
限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
高額療養費の支給の申請
高額介護合算療養費の支給の申請等
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

健康保険・厚生年金保険書類の様式改正例（資格取得届）は以下のとおりです。

＜表面＞

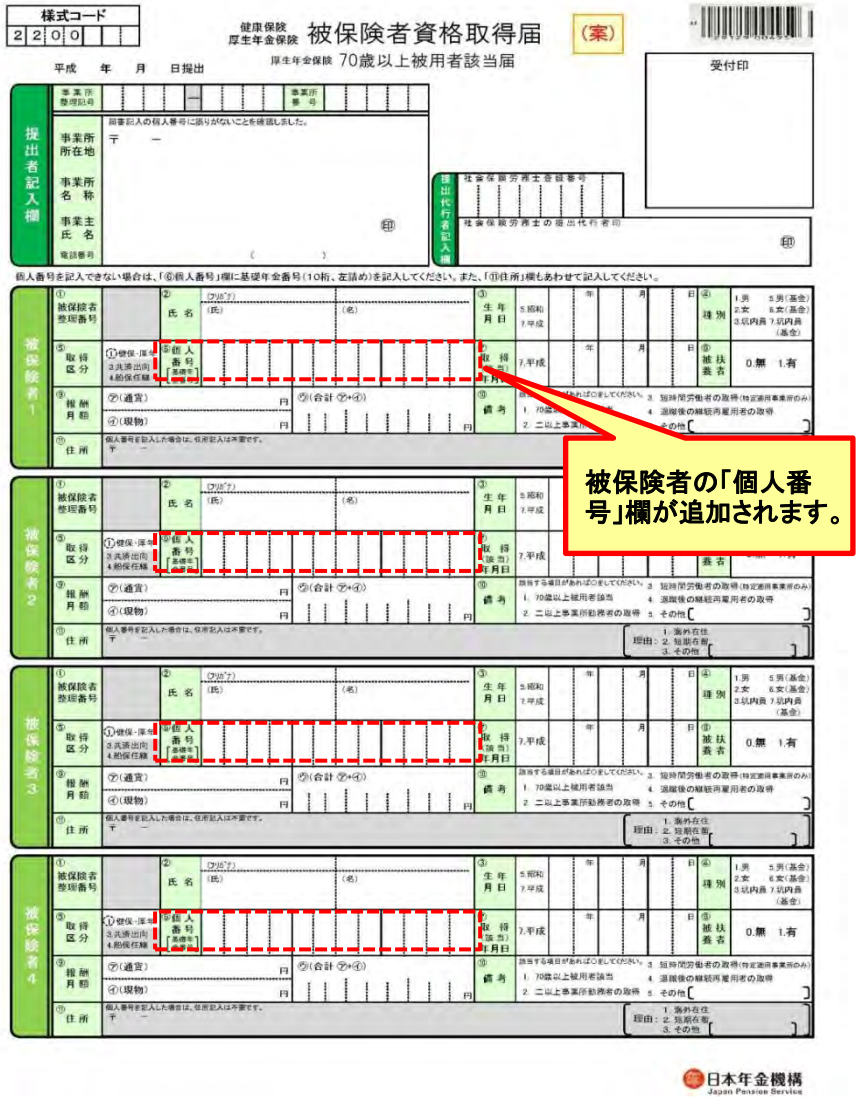

＜裏面＞

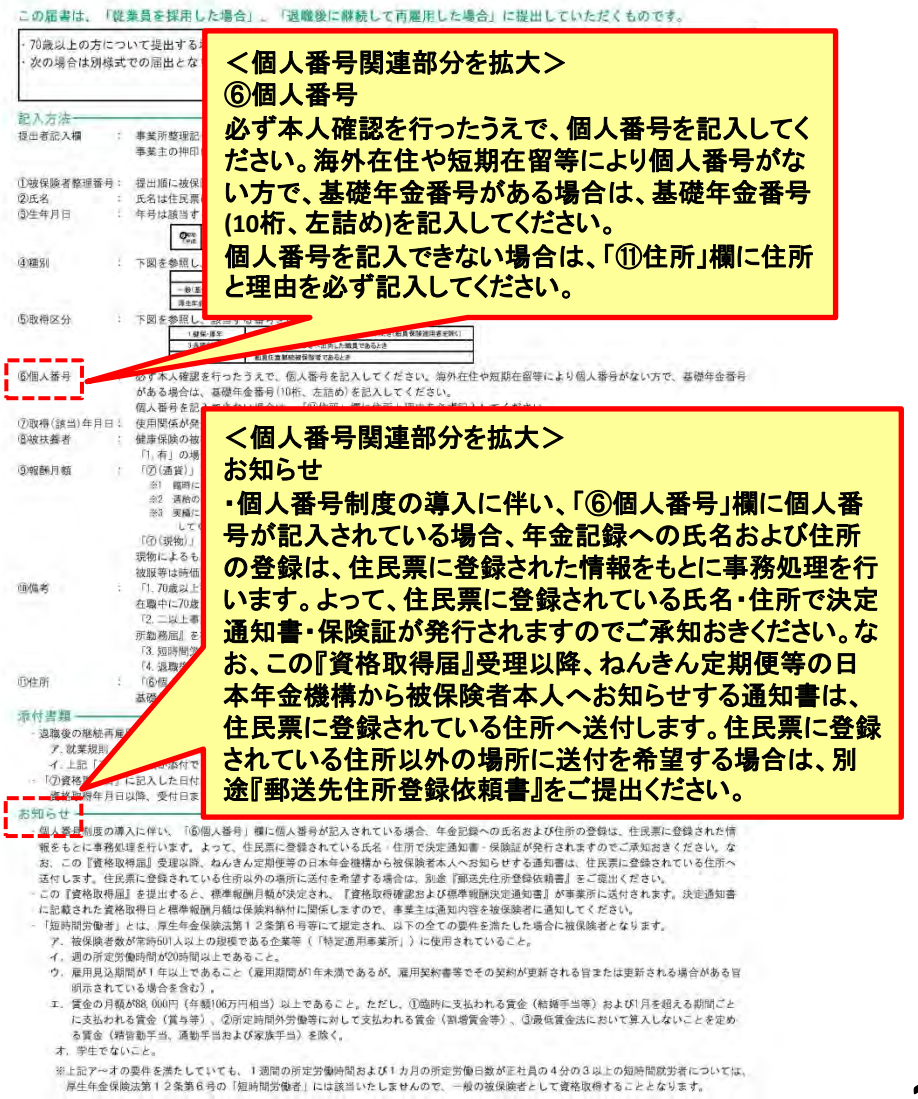

※取扱いの詳細については、今後変更があり得ますので、ご了承ください。

マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

マイナンバーに対する国民の懸念

○マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。

○他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。

⇒ 法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

○**法律で規定された保護措置及びその解釈**について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。

○民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。

【マイナンバーの利用制限】
○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】
○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】
○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。

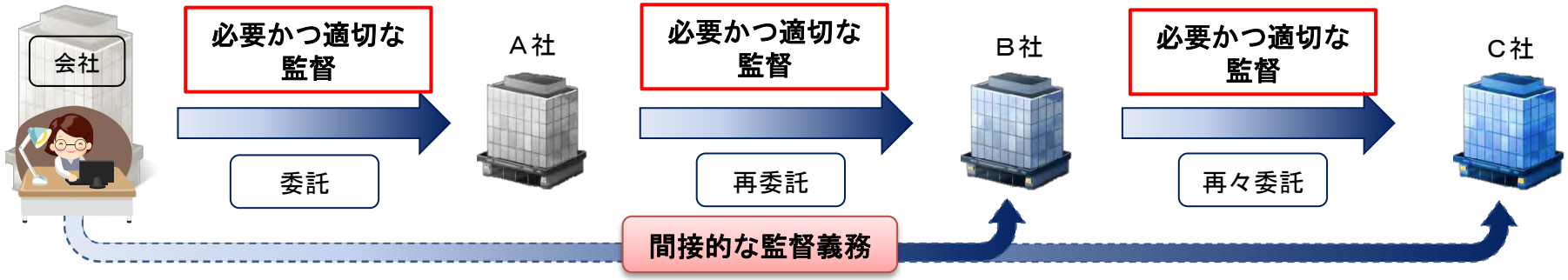

【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

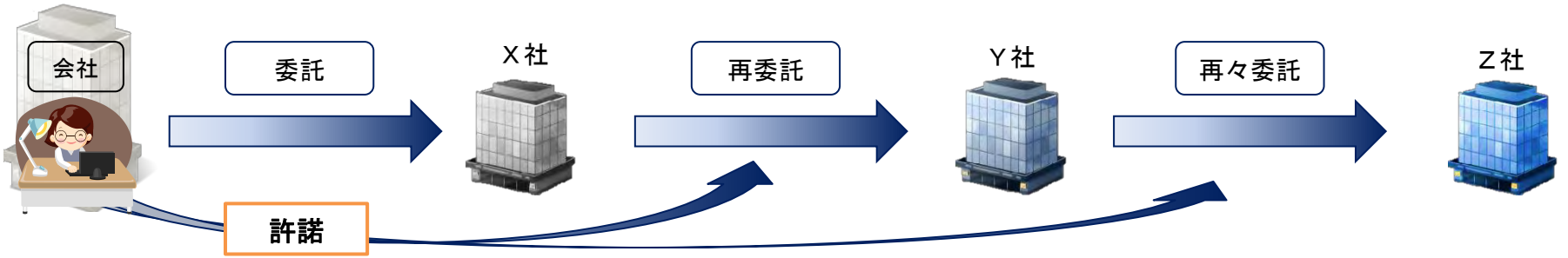

【再委託】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。